

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活③ —初めての賃貸契約—

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、アパートなどの賃貸も親などの法定代理人の同意を得ずに契約が可能になります。次のポイントに気を付けましょう。

4つのポイント

①部屋を探すとき

思わぬトラブルを避けるために間取り、立地、周辺環境など、生活に必要な情報は自分の目でしっかりと確認することが大切です。

③契約を結ぶとき

「賃貸借契約書」には支払いや部屋を利用する際のルールなどが記載されています。確認してから契約を結びましょう。

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

（月～金）午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



②契約の前に

契約の前に建物や設備などの状況について「重要事項説明」を書面と口頭で行われます。十分に理解し、納得してから契約しましょう。

④入居したら

部屋に傷や汚れをつけた場合は、退去するときに元に戻す義務※があります。部屋の入居時に傷などがあつた場合は写真を撮っておきましょう。

※国土交通省の定めるガイドラインでは経年劣化などは貸主負担になるとされています。